

目的 租税は直接税と間接税に分類される。間接税は、税と納める製造業者から物の販売等を通じて税額分を物品の価格にふりこみ、実際に物を購入する者に、これを負担させるというように、租税の転嫁が税務当局によって予定されている。現行の間接税は、消費の背後にある担税力に着目しているから、個別消費税を中心として、これに一部 流通税を配する体系をとり、直接税の補完税としての役割をもちている。一般消費税問題により間接税の存在を明確にする人々も出てきたようであるが、家計の間接税負担に關する文献は、官公庁関係の出発資料はほとんど、その他のものにふりこみすぎ、特に近時のものは見当らない。間接税の増減からみても家計に与える影響はけつして少くないにもかかわらず、そのほど認識されていない現状にあるので、本研究において明らかにしたい。

方法 われわれが中30回日本家政学会総会において発表した「標準生活費(家庭経営部会 国庫地租 標準生活費研究会)の算定に基いて、各々の個別的な内容について、間接税負担額を算出する。

結果 標準生活費算定結果より、課税対象をとり出し、その偏頗から税負担額と税率を算出した。そのばあい税率そのものは「税法便覧」「専売統計要覧」「間接税法」各昭和52年版から引用適用した。その結果、税目としては酒税、たばこ専売益金、砂糖消費税、物品税、入場税、電気ガス税、揮発油税、料理飲食等消費税の6つである。

尚 標準生活費についてのみでなく、労働者世帯の個別家計 数例についても、昭和52年10月14月分を対象とし、間接税負担の実態を明らかにした。